

議 案 書

【第1号議案】 くちくまのコミュニティバス事業計画および運行計画の変更（案）について

地元住民ならびに当該停留所利用者からの「停留所側に車体の扉が開くよう停車してほしい」との要望により、くちくまのコミュニティバスにおいて、別紙のとおり運行経路およびバス停留所位置の変更を行いたい。

なお、事業計画および運行計画の変更は、令和3年1月8日からとする。

記

- ・事業計画

別紙1の通り

- ・運行計画

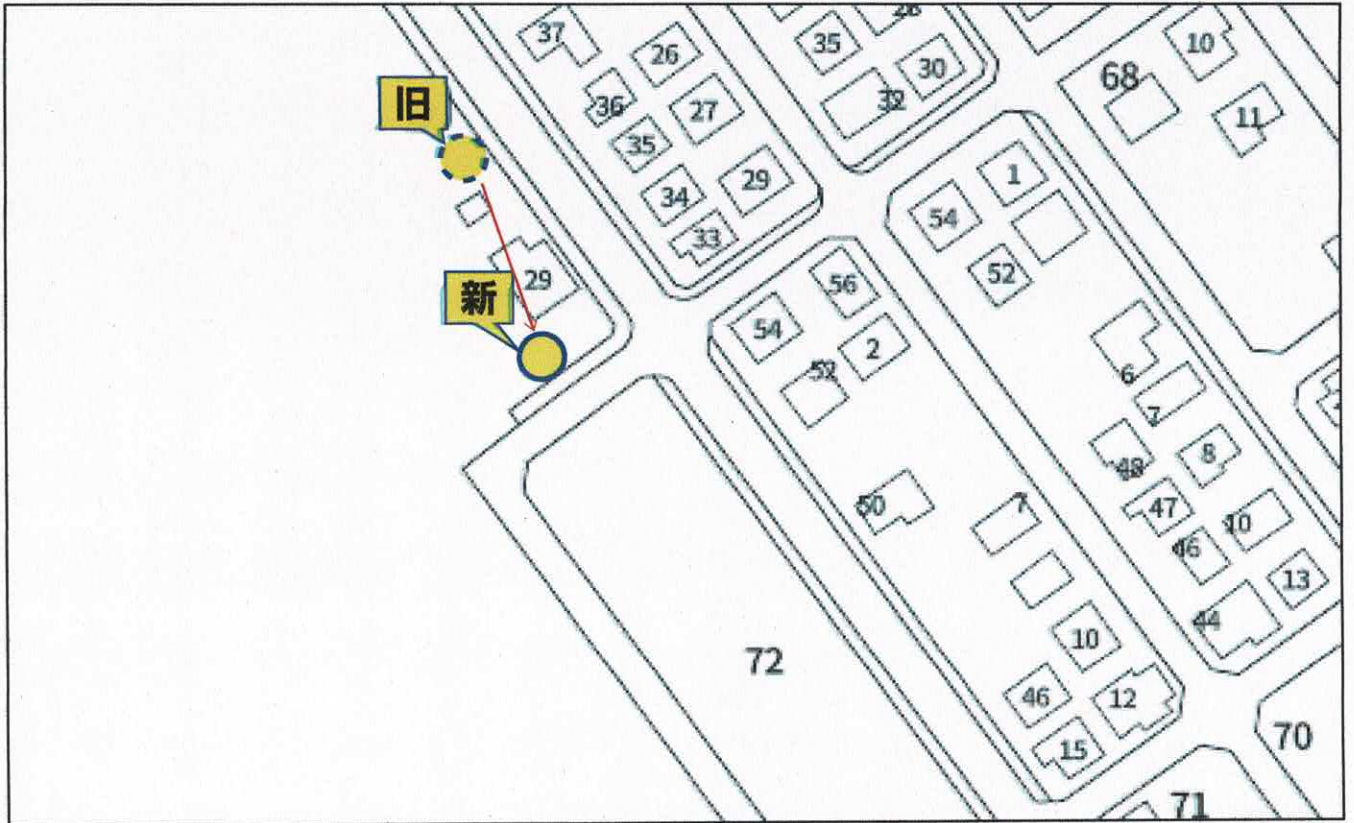
別紙2から別紙4の通り

- ・運行開始予定日

令和3年1月8日(金)

バス停留所位置の変更

停留所名	位 置	
パブリック住宅前	(新)	和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台 73 番地の 29 地先
	(旧)	



運行系統の運行系統別及び運行回数

(新)

申請 番号	運 行 系 統 名				キ ロ 程	運 行 回 数	備 考
	運行系統名	起 点	終 点	主たる経由地			
1	コミュニティ バス16	パブリック 入口	朝来 小学校	パブリック住宅前	往 3.29km 復 3.01km 平均3.05km	往 1回 復 回	・朝来小学校登校日のみ運行 ・運行経路の変更(往路のみ)

(旧)

申請 番号	運 行 系 統 名				キ ロ 程	運 行 回 数	備 考
	運行系統名	起 点	終 点	主たる経由地			
1	コミュニティ バス16	パブリック 入口	朝来 小学校	パブリック住宅前	往 3.09km 復 3.01km 平均3.05km	往 1回 復 回	・朝来小学校登校日のみ運行

停留所の名称及び位置並びに停留所間キロ程

(新)

・申請番号1(コミュニティバス16)

停留所名	位置	キロ程		備考
		往路	復路	
パブリック入口	(和歌山県西牟婁郡) 上富田町南紀の台63-1地先	0.48	0.48	既設
パブリック住宅前	既設停留所のため省略			"
朝来小学校	"	2.81	2.53	"
合計		3.29	3.01	

※ 朝来小学校登校日のみ運行

※ 運行経路の変更(往路のみ)

(旧)

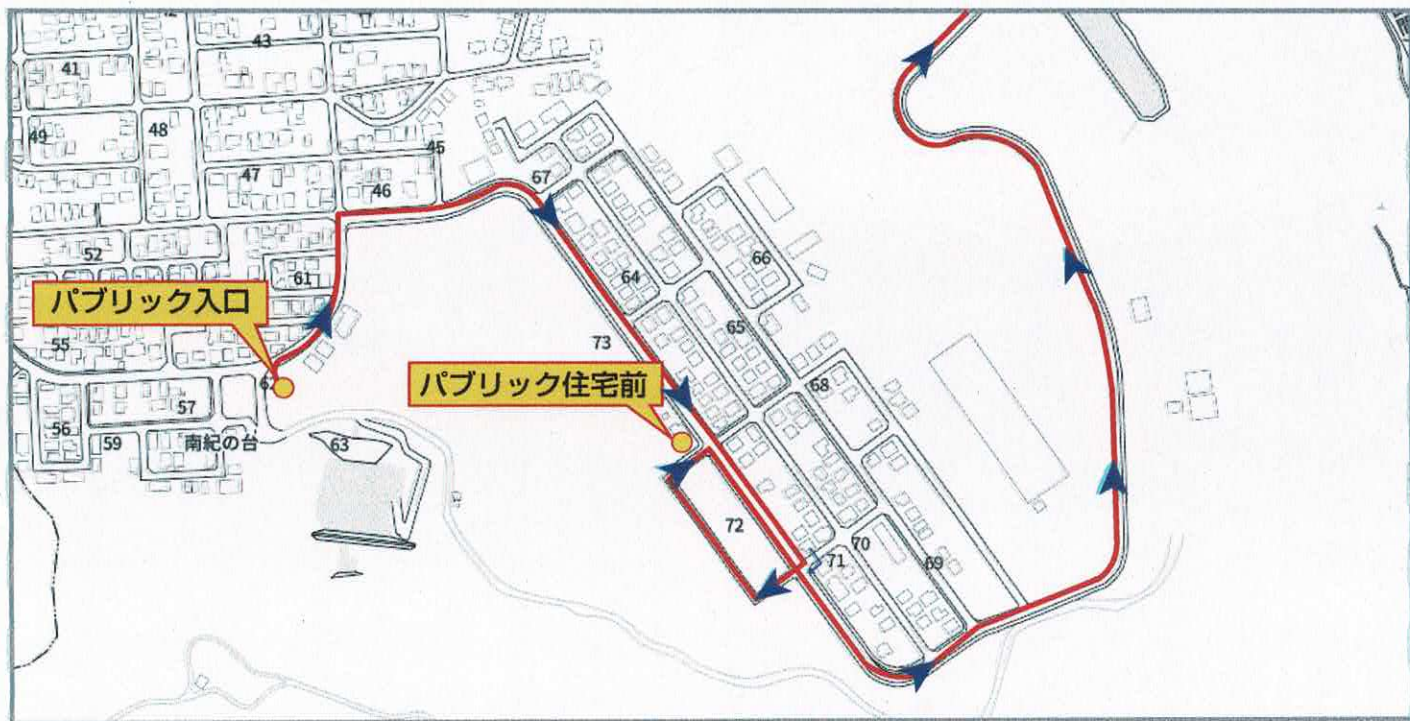
・申請番号1(コミュニティバス16)

停留所名	位置	キロ程		備考
		往路	復路	
パブリック入口	(和歌山県西牟婁郡) 上富田町南紀の台63-1地先	0.48	0.48	既設
パブリック住宅前	既設停留所のため省略			"
朝来小学校	"	2.61	2.53	"
合計		3.09	3.01	

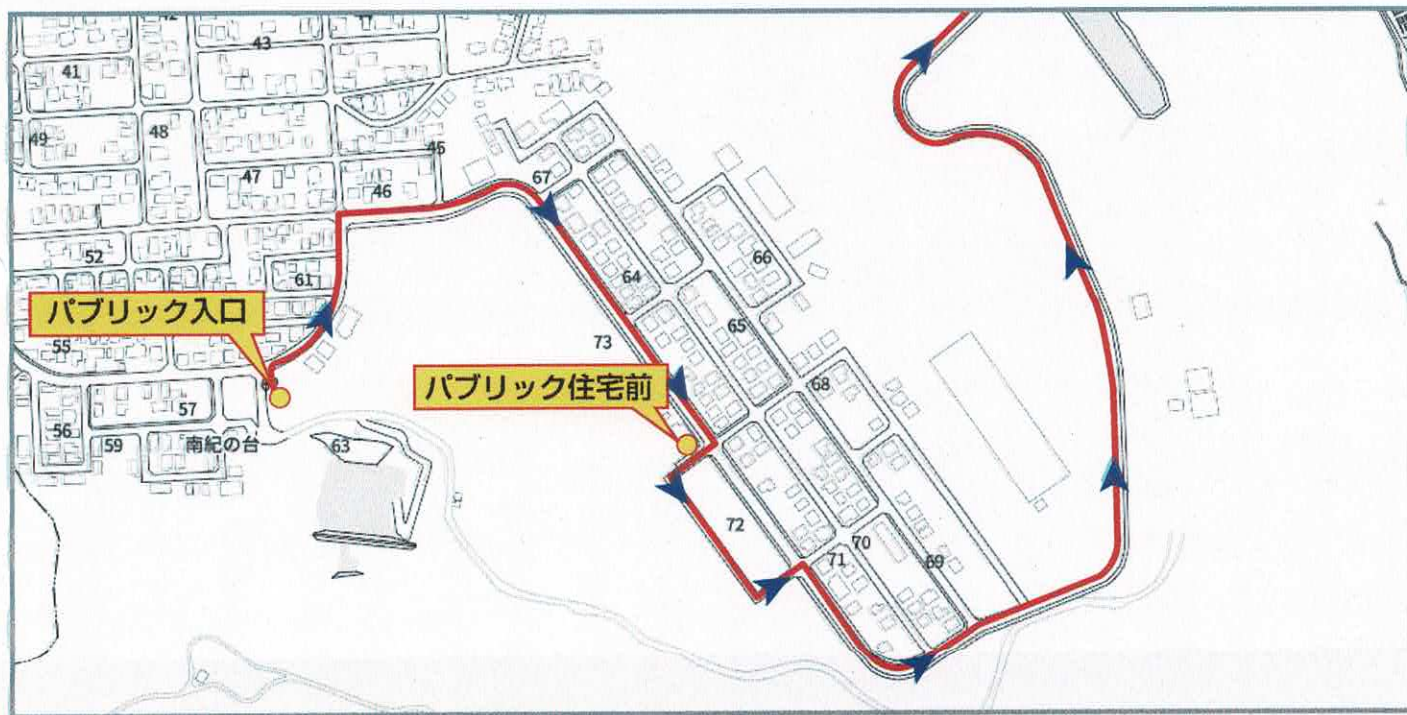
※ 朝来小学校登校日のみ運行

コミュニティバス 16 運行経路

(新) パブリック入口→パブリック住宅前→朝来小学校



(旧) パブリック入口→パブリック住宅前→朝来小学校



上富田町地域公共交通会議

会 長 山 本 敏 章 宛

書 面 議 決 書

【第1号議案】 くちくまのコミュニティバス事業計画および運行計画の変更（案）について

賛 ・ 否
その他ご意見等があれば、ご記入ください。

令和2年 月 日

上富田町地域公共交通会議委員

(事業所・団体名)

(委 員 名)

印

※ 賛・否いずれかに○印を付け、事業所・団体名および委員名を記入、押印のうえ
ご返送ください。

上富田町地域公共交通会議設置要綱

平成21年11月10日
要綱第 37号

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、上富田町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 町営有償運送の新設、廃止、態様の変更及び運賃・料金に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次のとおりとする。

- (1) 上富田町長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 公益社団法人和歌山県バス協会及び社団法人和歌山県タクシー協会の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (7) 和歌山県知事又はその指名する者
- (8) 田辺警察署長又はその指名する者
- (9) 道路管理者、その他会長が必要と認める者
- (10) 社団法人和歌山県ハイヤー・タクシー協会の代表

(会長)

第4条 交通会議に会長を置き、前条第1号に規定する町長が指名する者を充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 交通会議は、原則として公開とする。

4 交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、総務政策課まちづくりグループにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。